

益社団法人秋田県看護協会定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
 - 第2章 目的及び事業（第3条—第4条）
 - 第3章 会員（第5条—第11条）
 - 第4章 総会（第12条—第19条）
 - 第5章 役員（第20条—第30条）
 - 第6章 理事会（第31条—第37条）
 - 第7章 常務会（第38条）
 - 第8章 職能委員会（第39条）
 - 第9章 委員会（第40条）
 - 第10章 地区支部（第41条）
 - 第11章 事務局（第42条）
 - 第12章 資産及び会計（第43条—第50条）
 - 第13章 定款の変更、合併及び解散等（第51条—第55条）
 - 第14章 公告（第56条）
 - 第15章 雑則（第57条）
- 附則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人秋田県看護協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、公益社団法人日本看護協会と連携し、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより県民の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育等看護の質の向上に関する事業
- (2) 看護業務、看護制度の開発、改善に関する事業
- (3) 県民に対する健康の維持増進に係る指導及び啓発に関する事業
- (4) 看護職員の労働環境の改善・就業促進に関する事業
- (5) 無料職業紹介に関する事業
- (6) 訪問看護等に関する事業
- (7) 居宅介護支援等に関する事業
- (8) 介護予防訪問看護等に関する事業
- (9) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、秋田県内において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

ア 看護職員の資格を有し、秋田県内に在住し又は勤務する者であつてこの法人の目的に賛同して入会したもの

イ アの正会員であったもので、日本国内に在住又は勤務せず、本会への加入の継続を希望したもの

(2) 名誉会員 この法人に功労のあつた看護職員で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、総会において定める定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。

(会費及び入会金)

第7条 正会員は、定款細則に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、定款細則に定める退会の申し出により、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は定款細則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 看護職員となる資格を失ったとき
- (3) 正当な理由なく6か月以上会費を滞納したとき
- (4) 総正会員の同意があったとき

2 前項第4号により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成及び議決権)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 定款及び定款細則の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会費及び入会金の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会員の除名
- (6) この法人の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) 推薦委員の選任又は解任
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総正会員の10分の1以上から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は、当該請求のあった日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を開催30日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会に議長団を置く。

2 議長団は2名以上とし、総会において、その都度出席正会員の中から選任する。

3 議長は、議長団がこれを定める。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第17条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、すべての正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 会費及び入会金の額の変更
- (5) 長期借入金
- (6) この法人の合併、事業の全部譲渡及び解散
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を行使させることができる。この場合において前2条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印(電子署名を含む。)をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を常務理事、9名以内を地区理事とする。ただし、理事には、保健師、助産師、看護師、准看護師から各1名以上を含むものとする。
 - 3 監事のうち1名は、正会員以外で、会計制度に精通した者とする。
 - 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（会計制度に精通した者から選出する監事は除く。）の中から総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は会長、副会長、常務理事及び地区理事を理事の中から選定及び解職する。
- 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法によることができる。
- 4 第2項の場合において、理事会は、会長が推薦する副会長候補者及び常務理事候補者から副会長及び常務理事を選定する方法によることができる。
- 5 第2項の場合において、理事会は、地区支部集会の決議により推薦される地区理事候補者から地区理事を選定する方法によることができる。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員の欠格事由)

第22条 次に掲げる者は本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されている者

(役員資格喪失)

第23条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員資格を喪失する。

(役員親族等割合の制限)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現員数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 他の同一の団体(認定法第5条第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがある

ると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、理事会を開催する旨の招集通知（その請求があった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、監事は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 6 第20条第1項で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員以外の監事に対しては、総会で定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

(役員の実任免除)

第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定により、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意で重大な過失がない場合には、この法人は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事及び地区理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な職員の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条第1項の責任の免除

(理事会の開催等)

第33条 理事会は、毎事業年度に3か月を超えない間隔で4回以上開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から、会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求のあったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4) 第26条第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき

(招集等)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、

議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第36条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は署名又は記名押印しなければならない。

第7章 常務会

(常務会)

第38条 本会に常務会を置くことができる。

- 2 常務会は理事10名以内で構成する。
- 3 常務会は次に掲げる事項を行う。
 - (1) 理事会の審議事項の検討等の準備に関すること
 - (2) 職能委員会、委員会、地区支部での検討内容の事前確認に関すること
 - (3) 委員会の設置に関し、理事会に参考意見を提出すること
 - (4) 理事会の決議を要しない事項の運用に関すること
- 4 常務会の構成員は理事会で選任及び解任する。
- 5 常務会の議事の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 職能委員会

(職能委員会)

第39条 この法人に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会

(2) 助産師職能委員会

(3) 看護師職能委員会

- 2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。
- 3 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。
- 4 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第40条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の法定機関の権限を冒すものではないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 地区支部

(地区支部)

第41条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により地区支部を設置することができる。

- 2 地区支部は、総会、理事会その他の権限を冒すものではないものとする。
- 3 地区支部の地区支部長は、理事会において選任する。
- 4 地区支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、定款細則に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算等」という。）については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議により決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 予算等については、通常総会に報告するものとする。
- 3 予算等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 予算等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前条の承認を受けた書類の内第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号の書類は、当該事業年度経過後、3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく、公告するものとする。
(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

(会計の規程等)

第50条 会計に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければ

ならない。

(合併等)

第52条 この法人は、総会の決議により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第14章 公 告

(公告方法)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第15章 雑 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は、総会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、烏トキエとする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、佐藤潤子とする。

平成28年度秋田県看護協会役員名簿

No.	役 職 名	氏 名
1	理事 会長	高 島 幹 子
2	理事 副会長	菅 原 トシエ
3	理事 副会長	佐 藤 道 子
4	理事 常務理事	福 田 幸 子
5	理事 会 計	石 黒 博 子
6	理事 教 育	工 藤 一 子
7	理事 保健師職能	酒 井 陽 子
8	理事 助産師職能	篠 田 玲 子
9	理事 看護師職能	守 屋 陽 子
10	理事 鹿角地区	川 上 直 美
11	理事 大館地区	田 中 智恵子
12	理事 北秋田地区	畠 山 淳 子
13	理事 能代・山本地区	佐々木 冷 子
14	理事 秋田臨海地区	成 田 雪 美
15	理事 由利本荘・にかほ地区	畠 山 光 世
16	理事 大仙・仙北地区	畑 山 ひふみ
17	理事 横手地区	佐 藤 京 子
18	理事 湯沢・雄勝地区	畑 山 奈保子
19	理事 准看護師	小 林 智 秋
20	監 事	井 上 栄
21	監 事	川 村 啓 子
22	監 事	伊 藤 安 徳

平成27年度会員数

7,059 名

(H27.9.30現在 最終)

保 健 師	261 名
助 産 師	310 名
看 護 師	6,271 名
准 看 護 師	217 名

施 設 数	173 施設
在宅会員数	329 名
移 動	19 名

名 誉 会 員	22 名
転 入 会 員	3 名
新 入 会 員	405 名

参考: 26年度会員数 6,995名
25年度会員数 6,957名

3. 平成27年度事業報告

3-1 事業報告

事業計画は、定款第4条の10の事業に沿って掲載

1. 教育等看護の質の向上に関する事業
2. 看護業務・看護制度の開発と改善に関する事業
3. 県民に対する健康の維持増進に係る指導及び啓発に関する事業
4. 看護職員の労働環境の改選・就業促進に関する事業
5. 無料職業紹介に関する事業
6. 訪問看護等に関する事業
7. 居宅介護支援等に関する事業
8. 介護予防訪問看護師等に関する事業
9. 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事業
10. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 教育等看護師の質向上に関する事業(公益目的事業)

下線は新規事業

	事業内容	実績
<p>1-1) 継続教育に関する事業 【重点3】 (1) 一般教育研修の企画・実施・評価</p> <p>(2) 認定看護管理者教育課程の企画・実施・評価</p> <p>(3) 訪問看護師・訪問看護管理者の研修 (秋田県委託事業)</p> <p>(4) 衛生通信配信研修 (リアルタイム)</p> <p>(オンデマンド)</p>	<p>①教育会議の開催</p> <p>②新人看護職員教育研修</p> <p>③ジェネラリスト教育研修 ・看護共通 ・成人・老年看護 ・小児・母性看護 ・地域・在宅看護 ・精神看護</p> <p>④指導者・管理者育成のための教育</p> <p>⑤介護福祉施設等で働く看護職の教育</p> <p>⑥トピックス</p> <p>①ファーストレベル教育 定員60名 5月～8月</p> <p>②サードレベル教育 定員20名 <u>9月～11月</u></p> <p>①訪問看護師養成講習会 5月～8月</p> <p>②訪問看護管理者研修会 7月</p> <p>①災害医療と看護[基礎編] 7月9日・10日</p> <p>②認知症患者の理解と看護[基礎編] 11月18日</p> <p>③高齢者の終末期ケアにおける倫理的問題</p> <p><u>①一般病院における認知症ケアの質向上のための看護管理者の役割～急性期医療を受ける認知症高齢者に対応するために～</u> <u>7月～8月</u></p> <p>②高齢者介護施設における看護とマネジメント 7月～8月</p> <p>③助産師実践能力習熟段階(クリニカルラダー)ステップアップ研修 <u>助産師のキャリアパス・クリニカルラダーの基礎的理解</u> <u>7月～8月</u></p> <p>④助産師実践能力習熟段階(クリニカルラダー)レベルⅢ 認証申請のための必修研修</p>	<p>3回開催</p> <p>受講 2767名</p> <p>受講 65名 (公開講座 20名)</p> <p>受講 14名 (公開講座 40名)</p> <p>17名修了 (公開講座 68名)</p> <p>受講 33名</p> <p>受講 51名</p> <p>受講 74名</p> <p>受講 83名</p> <p>受講 24名</p> <p>受講 3名</p> <p>受講 18名</p>

事業内容	実績
<p>(5) その他の研修の企画・実施・評価</p> <p>(6) 委託事業研修(秋田県)</p> <p>(7) 補助事業 新たな財政支援制度における事業 (秋田県補助事業)</p> <p>(8) 地区支部研修会事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療安全と助産記録」 ・「子宮収縮薬使用時の助産ケアのポイント」 ・「産科領域で役立つ脳神経系のフィジカルアセスメント」 ・「産科領域で役立つ呼吸器・循環器系のフィジカルアセスメント」 ・「産科領域で役立つ代謝系のフィジカルアセスメント」 <p>⑤都道府県看護協会における継続教育のプログラム開発</p> <p>①職能委員会企画による講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・助産師 平成27年度助産師研修会 ＜日看協補助事業＞ 「胎児心拍数波形レベル分類を学ぼう」 10月4日 ・看護師 看護師職能集会・交流会 10月3日 「互いの役割を知り、顔の見える連携」 <p>②常任・特別委員会企画による講習会</p> <p>③診療報酬改定説明会 平成28年3月14・15・24・25日</p> <p>①看護職の多様な勤務形態導入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県南：10月3日 平鹿総合病院 ・県央：8月28日 「ワークライフバランスin秋田」 実施施設：2年目2施設 3年目2施設 4年目3施設 ・県北：10月24日 JCHO—秋田病院 <p>②看護職員再就業促進事業 8月25日・26日</p> <p>③中堅期保健師コンサルテーション事業 7月7日～12月迄</p> <p>④保健師階層別研修 12月7日</p> <p>⑤訪問看護師養成講習会(再掲)</p> <p>⑥訪問看護管理者研修(再掲)</p> <p>①退院調整看護師養成事業 12月9日・10日</p> <p>②病棟看護師・訪問看護師交流事業 9月11日～10月5日</p> <p>③地域包括ケアシステム保健師養成事業 8月5日</p> <p>④介護施設で働く人材の育成事業 11月14日・15日</p> <p>研修会・講習会</p>
<p>1-2) 研究活動の推進【重点2】</p>	<p>①秋田県看護学会 平成27年10月20日 場所：秋田テルサ 発表12題(口演 7題、示説 5題)</p> <p>②看護研究支援会議 前年度末に会議開催の有無について検討 平成27年度支援希望施設状況把握</p>
<p>1-3) 図書室等の充実</p>	<p>①図書の整備及び管理</p> <p>②新刊図書の情報提供</p> <p>③図書室利用の拡大</p> <p>④コンピューター利用の充実</p> <p>⑤図書運営会議の開催</p>
<p>1-4) 医療・看護の安全対策及び 災害支援の推進【重5】</p> <p>(1) 医療安全情報の発信</p> <p>(2) 医療・看護の安全体制の充実</p>	<p>①「看護あきた」への安全情報の掲載</p> <p>②リスクマネージャー交流会 「安全対策の実践報告と情報交換」 10月24日(土) 5階第一研修室</p> <p>③サポート体制の周知及び普及を図る時期・方法・内容について検討</p>

事業内容		実績
1-5) 災害看護支援体制の充実【重5】 (1) 災害支援ナースの育成 (2) 県内災害時支援体制の再構築 (3) 災害支援備品の整備 (4) 災害支援ナース登録の推進 (5) 日本看護協会及び北海道・東北ブロック看護協会と連携	①災害支援ナース育成講習会(実践編) 秋田県看護協会 第一研修室 10月28日 ②災害支援登録ナースフォローアップ講習会 秋田県看護協会 第一研修室 9月29日 ①災害支援ナース登録者による県・市町村訓練への参加 ・秋田市防災訓練 ・秋田県総合防災訓練 ②秋田県での災害発生に向けた対応の検討 ③秋田県防災会議等への出席 ④秋田県との「災害時の看護医療救護に関する協定締結」 ①必要物品の見直しと整備 ②期限切れ備品等の入れ替え ①秋田県看護協会ホームページの活用 ②支援ナース育成講習会等を通じた働きかけ ①日本看護協会との災害合同派遣訓練への参加 11月10日・11日・12日 秋田県内の協力病院(災害支援ナース派遣可能)	参加 17名 登録者 87名 参加者 15名 秋田市 2名参加 秋田県 1名参加 平成28年3月4日 災害支援ナース派遣演習の実施

2. 看護業務・看護制度の開発、改善に関する事業(公益目的事業)

事業内容		実績
2-1) 新人看護職員研修の啓発・普及	①新人配置の施設への働きかけ ②研修内容について県研修班との連携	
2-2) 保健師・助産師・看護師の専門的活動の支援【重点3】 (1) 保健活動の向上を目指した取り組み支援 (2) 助産師の専門性向上に向けた取り組み支援 (3) 看護師の専門性向上に向けた取り組み支援	①中堅期保健師コンサルテーション事業 前期プログラム：7月7日・8日 中期プログラム：8月7日9月17日 後期プログラム：11月17日・12月11日 ②保健師階層別研修(新任期) 12月7日 ③新人保健師交流会支援 ④保健師職能集会・交流会の開催 11月6日 ①新人助産師研修の推進 ②助産実践能力習熟度(クリニカルラダー)レベルⅢ申請に向けた研修 ・「胎児心拍数波形レベル分類を学ぼう」10月4日 ・現代の若者の心理・行動を知り、対象者とのコミュニケーションスキルの向上を図る。11月12日 ③国際助産師の日への参加(看護の日フェア) 5月 ④災害発生時の対応マニュアルガイドの普及・活用状況調査 ⑤助産外来開設状況調査 ①看護師職能集会・交流会開催 ・「互いの役割を知り・顔の見える連携」 ②病棟看護師・訪問看護師交流研修 ③介護福祉施設等で働く看護職の情報提供と研修参加への支援 ④認定看護師の活動の支援	受講 3名 受講 28名 参加 16名 受講 46名 受講 37名 受講 25名 受講 5名 県南38・県北24名 参加33名

事業内容		実績
2-3)看護制度、看護体制等の課題検討、関連事業の推進【重点2】 (1) 看護制度、看護体制等の課題検討情報提供 (2) 看護師養成所2年課程(通信制)の進学支援	①特定行為に係る看護師の研修制度 看護あきたへの掲載 ②看護業務拡大に関する情報提供 看護あきたへの掲載 ③中・高校への看護系進学に関する情報提供 ①准看護師3 通信制進学支援研修(ウォーミングアップ研修) 7月19日 放送大学研修室	実施 実施 参加 1名 資料送付 2名
2-4)地域連携の推進・訪問看護の充実【重点3】 (1) 保健・医療・福祉施設における看護職の連携推進 (2) 訪問看護師の育成支援(再掲) (3) 訪問看護管理者の育成支援(再掲) (4) 在宅療養者への訪問看護の普及	①地区での出前講座 「地域連携の取り組みと現状」 大館市立総合病院 会議室 平成26年9月27日 ②地区での顔の見える交流推進 ①訪問看護師養成講習会(再掲) ①訪問看護管理者研修会(再掲) ①県民と集う訪問看護フォーラム 「病気をしても、自分らしく、過ごしたいところで、安心して暮すために」 9月5日 場所：アルヴェ	参加 85名 参加 100名

3. 県民に対する健康維持増進に係る指導及び啓発に関する事業(公益目的事業)

事業内容		実績
3-1)県民の健康づくり・次世代育成支援【重点7】 (1) まちの保健室の推進 (2) 看護の日、看護週間事業の充実 (3) 子育て支援事業への協力 (4) あきたプラチナ世代博への協力 (5) 自殺予防の推進 (6) がん予防対策の推進 (7) 認知症対応普及活動	①協会の常設事業としての「まちの保健室」 <中央地区>秋田県男女共同参画センター内 毎週(火)(木) ②地区支部事業としての「まちの保健室」 各地区支部における「看護の日」に伴う「一日町の保健室」 ボランティアフェスティバル ①秋田県民と集う「看護の日」記念事業「看護の日」フェア 5月9日 場所：アルヴェ ②ふれあい看護体験 7月～8月 各地区支部で実施 ③「看護の出前授業」各地区支部の協力実施 ①「子育て応援団」事業への参加協力 7月25日・26日 ABS主催、秋田県共催 県立武道館 ②「仕事の王国」事業への参加協力 ふるさと村 7月 ①ゆたかな人生の応援団 10月17日・18日 ABS主催、秋田県共催 県立武道館 ①秋田ふきのとう県民運動への参加協力 ②医師会「うつ病・自殺予防研修」への参加 ③常設「町の保健室」における心の健康相談対応 ④自殺予防意識についての普及啓発活動 ①がん検診受診率向上に向けて県事業等への参加呼びかけ ②がん予防についてラジオ・広報紙等による普及啓発活動 ③秋田大学次世代がん治療推進専門家養成プラン運営への協力 ①「看護の日」における講演 ②ラジオ放送 ③県事業への参加協力	利用者数 386名 延利用者数 625名 3 高校で実施 協会利用者 534名 協会利用者 431名 街頭キャンペーン 4 回 協会職員 8 名参加 実施 実施

4. 4. 看護職員の労働環境の改善・就業促進に関する事業(公益目的事業)
 5. 無料職業紹介に関する事業

事業内容		実績
4-1)働き続けられる職場環境づくりへの支援【重点2】 (1) 看護職の確保・定着促進(離職防止・再就業支援) (2) 看護管理者との連携推進	①看護職のワークライフバランスの推進 ワークライフバランス研修会 8月28日 看護協会 5階第一研修室 実施2年目2病院 3年目2病院 4年目3病院 ②フォローアップワークショップの開催 平成28年2月9日 看護協会5階第一研修室 ③多様な勤務形態導入ブロック別研修開催(再掲) ④再就業支援事業の推進(再掲)	参加者 35名 H24年～7施設実施 参加者 23名 参加者 73名
4-2)ナースセンター機能の強化【重点4】	①ナースセンターのアトリオンへの移転 オープンセレモニー ②ナースセンターへの退職者届出制度スタート ③個別相談機能の強化 ④ハローワークとの連携(県内ハローワークへの出前) ⑤退職者のナースセンターへの登録の推進 施設廻り実施	4月27日 10月1日 7事業所へ31回
4-2)看護職の確保【重点1】	①中・高校生の進路指導	地区支部

6. 訪問看護等に関する事業(公益目的事業)
 5. 7. 居宅介護支援等に関する事業(公益目的事業)
 8. 介護予防等に関する事業(公益目的事業)

事業内容		実績
5-1)訪問看護の機能の拡大推進【重点1】 (1) 訪問看護事業及び居宅介護支援事業の推進 (2) 地域住民への健康増進サービス (3) 各団体等への協力 (4) 看護サービスの資質向上と人材育成 (5) 広報活動	①訪問看護ステーションの普及活動 ・人材確保・利用者の確保 ・運営委員会の開催 各ステーション年1回 ・ステーション経営会議の開催 年2回程度 ・訪問ステーション管理者会議の開催月1回 ②日本看護協会及び関係機関との連携強化 ③地域の介護支援専門員との連携強化 ④訪問看護IT化事業「ユビキタス事業」廃止 ①まちの保健室事業(健康相談)再掲 ②地域の夏まつりへの協力 泉地区夏祭りでの健康相談 ①看護学生等の実習受け入れ・指導 ②研修会等への講師の派遣 ③プラチナ世代博への協力(再掲) ①職員の研修会への参加 ①ABSラジオによる広報(訪問看護ステーション関係) ②各種雑誌等での活動紹介 ③各種団体等へのPR活動	3ST合同 7月29日 9月・1月開催 H28年3月31日 7月30日・31日 10施設受け入れ

6. (9. 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事業(公益目的事業))

事業内容	実績
<p>6-1)社会への広報活動【重点6】 (1) 関係機関・他団体主催の会議及び事業への参加協力</p>	<p>①女性団体主催のネットワーキング祭への参加 ②秋田県医療関係団体連絡協議会(4師会)との連携 テーマ「医療安全」 キャッスルホテル ③21世紀の医療を守る会(県民の集い) 21世紀の医療を守る会委員会への出席 ④行政機関並びに関係団体との連携及び委員の派遣 ⑤看護大学、看護学校行事及び式典への出席 ⑥その他関係団体との連携</p>
	<p>11月28(土) 担当にて開催</p> <p>入学式7か所 戴帽式3か所 卒業式7か所</p>

7. (10.その他この法人の目的を達成するために必要な事業)(公益目的事業/収益事業/法人管理事業)

事業内容	実績
<p>7-1)公益社団法人としての適性な組織運営・組織強化【重点4】 (1) 組織運営 ・諸会議の開催</p> <p>・各委員会開催</p> <p>(2) 組織強化 ・会員の増加を図る(加入目標50%)</p> <p>・看護管理者への協会活動の周知</p> <p>・地区支部活動への支援</p> <p>(3) 日本看護協会・行政・他団体との連携強化 ・日本看護協会との連携</p>	<p>①定款・定款細則の適性な運用 ②通常総会平成6月18日開催 記念講演「癒しの看護を求めて」 講師：日本キリスト教団秋田桜協会 雲然 俊美 氏 ③理事会 ④常務会 ⑤職能・常任・特別委員長合同会議 ⑥連絡委員長会議 ⑦地区支部会計担当者会議</p> <p>①常任委員会 ②特別委員会</p> <p>①新卒者の加入促進(学校訪問による看護協会説明) ②退職する看護職への継続加入の働きかけ ③退職者調査・ナースセンターへの登録への推進 ④未加入者の多い施設への働きかけ ・ホームページ等による事業内容の公開 ・非会員へ研修会や各種会合での入会への働きかけ ・「教育計画」冊子等の送付 ⑤連絡員長支援体制の強化 ・連絡員長の役割の浸透・情報提供及び情報交換会議 ⑥魅力ある協会活動を推進するための検討 ワーキンググループ活動 秋田県看護協会ガイド作成配布</p> <p>①看護管理者連絡会議開催(再掲)</p> <p>①地区支部集会への参加 ②講演会、研修会への支援 ③看護の日、看護の出前授業等事業の連携・支援</p> <p>①日本看護協会通常総会代議員会議 代議員8名 予備代議員8名 5階第一研修室 講師：日看協理事 斉藤訓子氏 ②日本看護協会関連会議・委員会等への出席 ・通常総会平成27年6月9・10・11日 兵庫県神戸市にて開催 ・理事会 ・職能委員長会議、その他担当者会議 ③日本看護協会事業への参加 ・DINQLの普及・夜勤交代制勤務に関するガイドラインの普及 ④日本看護協会への要望書の提出 ⑤北海道・東北ブロック地区別法人委員会及び都道府県職能委員長会議 青森県弘前市</p>
	<p>会員総数 6908名 参加者数 319名 委任状 5220名</p> <p>8回実施 6回実施 10月9日 10月21日 5月22日</p> <p>5養成所</p> <p>9地区支部集会</p> <p>5月25日</p> <p>代議員8名参加</p> <p>10月15日・16日</p>

事業内容		実績
<p>・行政との連携強化</p> <p>・関係団体との連携</p>	<p>⑥北海道・東北地区看護協会長連絡協議会 山形県看護協会担当</p> <p>①各種会議への参加 ②県事業への参画 ③秋田県との「看護行政懇談会」の開催 11月24日</p> <p>④新型インフルエンザ等対策業務計画の提出 8月1日</p> <p>①関係団体への委員の推薦 ②各種会議への参画 ③後援・協賛等への協力 ④看護関係団体との連携 ・秋田県助産師会 ・日本精神科看護協会秋田県支部 ・秋田県保健師団体連絡会(秋田県保健師会、秋田県市町村保健活動連絡協議会、秋田県在宅保健師等ゆずり葉の会、保健師職能委員会) ⑤秋田県看護連盟との連携</p>	<p>10月8日</p> <p>会長・副会長・常務・ 3職能委員長・事務 局長・総務部長補佐</p> <p>秋田県への提出</p>
<p>7-2) 会員・役員支援に関する事業 (1) 会員の福利厚生</p> <p>(2) 理事・各委員の安全保障体制の整備</p>	<p>①日本看護協会の動向についての会員への情報提供 ・看護あきた、ホームページ ②新入会員の入会金納入時にペンケースの贈呈 ③秋田県看護協会会長表彰 6月18日総会にて表彰 ④各種表彰者の推薦 ・日本看護協会名誉会員 ・日本看護協会会長表彰 ・国、県、各団体表彰者 ⑤慶弔(祝電・記念品・弔電・献花等)・災害見舞 ⑥日本看護協会賠償責任保険の紹介(看護管理者会議・研修会)</p> <p>①賠償保険の継続</p>	<p>表彰者 109名 佐藤潤子氏 弔事 3名</p>
<p>7-3) 看護協会に関する積極的広報・ 県民・社会への情報提供 (1) 会員への魅力的な広報</p> <p>(2) 県民への健康保持増進に向けた働きかけ</p> <p>(3) 県民・社会への分かりやすい情報提供及びイベントへの参加呼びかけ</p>	<p>①ホームページでの最新情報の提示： 事業内容・実績、理事会情報 他 ②機関誌「看護あきた」の発刊 全会員配布 年度4回発行</p> <p>①ABSラジオ「みんなの健康」による広報活動 年12回 毎月第4水曜日 11:35～11:45 ②看護の出前授業 看護の日行事及び老人月間行事 ③県民と集う訪問看護フォーラム(再掲) ④県民向け広報誌の発行(こちゃかだれ)</p> <p>①国際助産師の日記念事業(再掲) ②子育て応援団(再掲) ③プラチナ世代博(再掲) ④ネットワーク祭 アトリオン ⑤仕事の王国 秋田ふるさと村 7月26日 ⑥小児救急電話相談事業への協力</p>	<p>7月、10月、1月、 3月発行</p> <p>12回実施</p> <p>3月発行</p> <p>11月28日 7月26日</p>
<p>7-4) 教育助成に関する事業 (1) 認定看護師研修者修学資金貸与</p>	<p>①年間3名程度 貸与額1人100万円以内 平成18年から25年迄13名 ②各研修会等への受講推薦書作成</p>	<p>平成27年度 1名</p>

事業内容		実績
7-5)管理運営の円滑化 (1) 施設の活用 (2) 施設設備の整備・保守・管理 (3) 備品の管理	①研修室・会議室等の使用調整 ②総合保健事業団と連携 ③機器類・備品の管理	
7-6)ふれあい募金事業運営推進 (1) 社会福祉施設への寄付 (2) 被災地への災害見舞金 (3) 歳末たすけあい・ 海外助けあい募金 (4) 災害支援ナース派遣資金積立	①県内5地区支部内施設 各地区支部1施設10万円 大館、能代・山本、秋田臨海、大仙・仙北、湯沢・ 雄勝	50万円 20万円 10万円 50万円

平成27年度ABSラジオ「みんなの健康」放送実績

放送日毎月第4水曜日 11時35分から11時45分迄

放送日		放送担当者	テ ー マ
4月	22日	秋田県看護協会会長 高 島 幹 子	秋田県看護協会の活動について
5月	27日	ナースセンター部長 松 橋 廣 巳	ナースセンターが新しくなりました
6月	24日	訪問看護ステーションあきた所長 訪問看護部長 菊 地 富 貴 子	訪問看護ではこんなサービスが出来ます
7月	22日	保健師職能委員長 酒 井 陽 子	健康な地域(まち)づくりのための保健師の役割
8月	26日	摂食嚥下障害看護認定看護師 前 田 有 紀 子	安全に摂食する事を援助する
9月	23日	訪問看護ステーションおが所長 小 林 貞 子	訪問看護ステーションおがの活動
10月	28日	看護師職能副委員長 猪 股 洋 子	「ひと」の生活を知り、病院・施設で高齢者を支える看護
11月	25日	訪問看護ステーションおおだてハチ公所長 庄 司 敦 子	訪問看護24時間対応体制について
12月	23日	居宅介護支援事業所所長 鈴 木 光 子	地域包括ケアシステムにおけるケアマネージャーの役割
1月	27日	助産師職能委員長 篠 田 玲 子	母乳と子育て支援
2月	24日	乳がん看護認定看護師 武 石 優 子	乳がん検診について
3月	23日	訪問看護ステーションあきた 訪問看護師 木 村 直 子	認知症患者の訪問看護

平成27年度 ふれあい事業社会福祉施設等贈呈先一覧(贈呈金額：1施設あたり10万円)

No	地区支部名	贈呈先施設名等	事業主体	施設種別	寄付金用途
1	大館	ハートランドひまわり 大館市御成町1丁目9-7	特定非営利活動法人 ハートランドひまわり	福祉作業所 地域活動支援センター	交流会費用
2	能代・山本	ワークしののめ 能代市真壁地字トトメキ沢	特定非営利活動法人 ワークしののめ	心身障害者小規模作業所	備品 (洗濯機等)
3	秋田臨海	障がい者支援施設ほくと 秋田市下新城中野字街道端西	社会福祉法人 北杜	障がい者支援施設	備品 (ガートル等)
4	大仙・仙北	テンドーランドリーファクトリー 大仙市神宮寺字屋敷南37-1	社会福祉法人 あけとおり会	就労継続B型作業所	備品(休憩用 テーブル等)
5	湯沢・雄勝	多機能型事業所 かざぐるま 湯沢市字両神17-1	社会福祉法人 雄勝福祉会	障害者支援施設	備品(車イス 用体重計)

3-2 職能委員会報告

【保健師職能委員会】

委員長 酒 井 陽 子

委員会目標

1. 保健師の資質の向上と組織強化を図る。
2. 保健師の専門性を活かした保健活動を推進する。

項 目	目 標	事 業 実 績 内 容
1. 会 議 1) 保健師職能委員会	(1) 保健師職能の抱える課題 検討と解決方法の検討実施	委員会開催 一日委員会 1回 半日委員会 5回
2. 事 業 1) 保健師職能集会・研修会	(1) 所属や世代をこえて日常 の課題を話し合い、交流す ることで保健師の専門性を 確認しあう。	① テーマ：地区活動について考える ② 日 時：平成27年11月6日(金) 10:30～16:00 ③ 参加者：25名 ④ 委員会活動報告及び情報提供 講 演：私が実践してきた保健活動 講 師：秋田県精神保健福祉ボランティア 協議会会長 大場 禮子氏 (元にかほ市保健師) グループ討議：事例を通して考える私たち の地区活動
2) 新任期保健師研修会への 協力(県委託事業階層別保 健師研修)	(1) 新任期の保健師及びプリ セプターの保健指導力UPと ネットワーク構築	① 日 時：平成27年12月7日(月) 9:30～16:00 ② 参加者：28名 ③ 講 演：新任保健師へのメッセージ 講 師：日本看護協会 健康政策部 橋 本 結 花 氏 グループ討議：保健指導力UPのための事例検討
3) 中堅期保健師コンサル テーション事業への協力 (県委託事業)	(1) 次期統括保健師の育成	① 日 時：平成27年7月～12月(集合研修は6日間) ② 受講者：3名(市保健師・保健所保健師) ③ 前・中・後期に分けた集合プログラム(コ ンサルテーション)と実践現場での演習を 行い、最終日に政策提言として成果を発表
4) 地域包括ケアシステム保 健師研修への協力(県補助 事業)	(1) 地域包括ケアシステム構 築(在宅医療・介護連携)に おける保健師の役割	① 日 時：平成27年8月5日(水) 10:00～16:00 ② 参加者：31名 ③ 事例報告：横手市 高橋 智子氏 男鹿市 田口 喜久子氏 講 演：地域包括ケアの構築にむけて 保健師への期待 講 師：横手市立大森病院長 小野 剛 氏
5) 新人保健師の交流会 (保健師のひろば)	(1) 新任期保健師の悩みや疑 問を語り合い、繋がりを持 ちいきいきと働くことがで きる。	① 年3回(6月・9月・翌年2月) ジョイナスで実施 ② 延10名参加
6) 秋田県保健師団体連絡会	(1) 保健師関係団体で情報交 換し、より良い保健活動を 目指す。	年2回(11月、翌年3月)開催
7) 保健師職能通信の発行	(1) 委員会の活動等の情報の 共有を図るとともに、会員 の確保に努める	年2回発行(12月、翌年3月)約100部

結果と評価

平成25年国や秋田県が保健師の人材育成についての基本的な考え方を示し、日本看護協会では保健師のための現
任教育としてのプログラムが構築された。それを受け当委員会活動として継続実践し、新任期及び中堅期における
秋田県の保健師の現任教育に貢献してきた。しかし、受講者は少なく積極的な活用とまではいたっていないため、
今後も継続し現任教育の場を提供する必要がある。管理期(統括保健師)に関しては、次年度に階層別保健師研修と
して計画する予定である。

保健師の資質の向上と専門性を活かした保健活動を推進するためにも、当委員会活動が果たす役割は重要であり、
多くの保健師の主體的な活動参加を促すためにも、組織強化のための対応(団体連絡会・職能通信)を継続してい
きたい。

正味財産増減計算書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[2,506]	[2,500]	[6]
特定資産受取利息	2,506	2,500	6
受取入金	[12,150,000]	[11,520,000]	[630,000]
受取入金	12,150,000	11,520,000	630,000
受取会費	[42,216,000]	[41,826,000]	[390,000]
受取会費	42,216,000	41,826,000	390,000
事業収益	[210,586,890]	[211,534,068]	[△ 947,178]
研修会事業収益	(23,713,000)	(26,249,600)	(△ 2,536,600)
教育研修会受講料	11,571,120	12,801,000	△ 1,229,880
ファーストレベル受講料	7,882,920	7,394,000	488,920
セカンドレベル受講料	0	5,965,000	△ 5,965,000
訪問看護師養成講習会資料代	228,400	89,600	138,800
サードレベル受講料	4,030,560	0	4,030,560
県学会事業収益	565,920	607,000	△ 41,080
訪問看護事業収益	157,541,751	154,356,968	3,184,783
居宅事業収益	23,016,280	24,210,150	△ 1,193,870
その他事業収益	5,749,939	6,110,350	△ 360,411
受取補助金等	[29,824,744]	[26,590,956]	[3,233,788]
受取日本看護協会助成金	(8,089,300)	(8,086,500)	(2,800)
教育事業助成金	7,989,300	7,986,500	2,800
看護の普及啓発事業助成金	100,000	100,000	0
受取日本看護協会補助金	(1,573,500)	(1,674,950)	(△ 101,450)
衛星通信研修会協力金等助成金	719,150	923,200	△ 204,050
会員登録事務業務委託費	754,350	751,750	2,600
助産実践能力強化支援事業委託費	100,000	0	100,000
受取秋田県補助金等	(20,161,944)	(16,829,506)	(3,332,438)
ナースセンター事業委託費	15,075,522	7,684,509	7,391,013
訪問看護師養成講習会事業委託費	1,555,985	1,556,899	△ 914
訪問看護管理者研修委託費	479,709	489,994	△ 10,285
看護職員再就業促進事業委託費	963,221	1,451,489	△ 488,268
総合相談窓口設置事業委託費	0	3,325,867	△ 3,325,867
アドバイザー派遣事業委託費	0	207,360	△ 207,360
多様な勤務形態導入研修事業委託費	461,587	824,000	△ 362,413
保健師研修会委託費	217,107	244,799	△ 27,692
地区出前講座補助金	118,000	104,000	14,000
県民と集う訪問看護フォーラム補助金	205,000	153,000	52,000
病棟・訪問看護師交流研修事業補助金	213,000	202,000	11,000
退院調整看護師養成事業補助金	249,000	200,000	49,000
地域包括ケアシステム保健師研修事業補助金	158,000	200,000	△ 42,000
介護・福祉施設看護職員資質向上研修補助金	302,000	0	302,000
保健師階層別研修会委託費	163,813	185,589	△ 21,776
受取寄付金	[2,249,061]	[2,275,747]	[△ 26,686]
受取寄付金	840,000	800,000	40,000
募金収益	1,409,061	1,475,747	△ 66,686
雑収益	[942,124]	[715,611]	[226,513]
雑収益	942,124	715,611	226,513
経常収益計	297,971,325	294,464,882	3,506,443

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常費用			
事業費	[260,305,674]	[265,186,995]	[△ 4,881,321]
役員報酬	6,464,840	6,202,562	262,278
給料手当	107,420,968	108,836,230	△ 1,415,262
賃金	48,660,729	47,238,260	1,422,469
役員退職慰労引当金繰入額	131,040	508,320	△ 377,280
退職給付費用	3,115,780	3,820,180	△ 704,400
福利厚生費	26,075,150	24,585,797	1,489,353
旅費交通費	9,992,114	12,430,005	△ 2,437,891
通信運搬費	7,483,624	7,424,601	59,023
減価償却費	6,513,627	7,910,900	△ 1,397,273
消耗什器備品費	455,468	1,980,500	△ 1,525,032
消耗品費	8,856,093	9,916,277	△ 1,060,184
修繕費	102,200	571,368	△ 469,168
印刷製本費	3,373,897	3,077,894	296,003
燃料費	952,181	1,344,519	△ 392,338
光熱水料費	897,096	991,962	△ 94,866
賃借料	10,827,513	4,191,424	6,636,089
保険料	334,516	1,942,211	△ 1,607,695
諸謝金	6,271,408	9,516,873	△ 3,245,465
租税公課	390,258	838,084	△ 447,826
支払負担金	4,341,677	4,286,433	55,244
支払寄付金	13,000	23,000	△ 10,000
委託費	1,679,121	1,778,970	△ 99,849
雑費	1,457,215	1,528,677	△ 71,462
広報活動費	1,380,672	489,240	891,432
保守管理費	1,769,520	1,890,308	△ 120,788
図書費	653,965	459,960	194,005
会議費	643,468	763,155	△ 119,687
車両費	48,534	639,285	△ 590,751
管理費	[23,727,501]	[18,946,218]	[4,781,283]
役員報酬	1,756,610	1,734,241	22,369
給料手当	5,240,181	5,317,172	△ 76,991
賃金	0	74,907	△ 74,907
役員退職慰労引当金繰入額	32,760	127,080	△ 94,320
退職給付費用	73,200	79,200	△ 6,000
福利厚生費	1,091,328	1,082,897	8,431
会議費	171,453	95,606	75,847
旅費交通費	2,797,135	1,960,702	836,433
通信運搬費	1,018,949	925,696	93,253
減価償却費	1,035,350	1,146,054	△ 110,704
消耗什器備品費	337,462	0	337,462
消耗品費	1,227,118	937,921	289,197
修繕費	194,400	26,460	167,940
印刷製本費	1,045,657	961,028	84,629
賃借料	319,745	486,805	△ 167,060
諸謝金	3,335,688	794,700	2,540,988
租税公課	1,679,092	752,263	926,829
支払負担金	1,177,495	1,158,791	18,704
支払寄付金	800,000	900,000	△ 100,000

科 目	当年度	前年度	増 減
委託費	63,464	49,424	14,040
雑費	159,774	173,271	△ 13,497
保守管理費	170,640	162,000	8,640
経常費用計	284,033,175	284,133,213	△ 100,038
評価損益等調整前当期経常増減額	13,938,150	10,331,669	3,606,481
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	13,938,150	10,331,669	3,606,481
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
車両運搬具売却益	[486,132]	[0]	[486,132]
経常外収益計	486,132	0	486,132
(2) 経常外費用			
解決金	[0]	[100,000]	[△ 100,000]
雑損失	[734,658]	[0]	[734,658]
訪問看護部	734,658	0	734,658
什器備品除却損	[3]	[27,104]	[△ 27,101]
固定資産売却損	[31,161]	[0]	[31,161]
車両運搬具売却損	31,161	0	31,161
経常外費用計	765,822	127,104	638,718
当期経常外増減額	△ 279,690	△ 127,104	△ 152,586
法人税、住民税及び事業税	[201,600]	[201,600]	[0]
当期一般正味財産増減額	13,456,860	10,002,965	3,453,895
一般正味財産期首残高	257,144,084	247,141,119	10,002,965
一般正味財産期末残高	270,600,944	257,144,084	13,456,860
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	270,600,944	257,144,084	13,456,860

貸借対照表

平成28年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	192,201,611	160,207,474	31,994,137
未収金	32,252,735	39,014,998	△ 6,762,263
前払金	359,392	168,534	190,858
立替金	275,903	22,489	253,414
流動資産合計	225,089,641	199,413,495	25,676,146
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	655,200	491,400	163,800
退職給付引当資産	36,475,320	35,153,720	1,321,600
減価償却引当資産	27,882,067	38,840,695	△ 10,958,628
災害支援ナース派遣事業準備資金	2,300,000	1,800,000	500,000
特定資産合計	67,312,587	76,285,815	△ 8,973,228
(3) その他固定資産			
建物	22,105,449	23,333,638	△ 1,228,189
構築物	262,335	287,043	△ 24,708
車両運搬具	0	4,537,142	△ 4,537,142
什器備品	1,608,602	2,086,995	△ 478,393
有形リース資産	16,150,661	11,507,063	4,643,598
土地	44,775,355	44,775,355	0
無形リース資産	152,460	457,380	△ 304,920
電話加入権	470,968	470,968	0
保証金	230,000	230,000	0
長期貸付金	1,240,000	240,000	1,000,000
預託金	0	101,170	△ 101,170
その他固定資産合計	86,995,830	88,026,754	△ 1,030,924
固定資産合計	154,308,417	164,312,569	△ 10,004,152
資産合計	379,398,058	363,726,064	15,671,994
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,410,761	14,304,658	△ 3,893,897
前受金	41,292,000	41,298,000	△ 6,000
預り金	3,660,712	3,369,759	290,953
リース債務	5,592,816	4,008,407	1,584,409
流動負債合計	60,956,289	62,980,824	△ 2,024,535
2. 固定負債			
長期リース債務	10,710,305	7,956,036	2,754,269
役員退職慰労引当金	655,200	491,400	163,800
退職給付引当金	36,475,320	35,153,720	1,321,600
固定負債合計	47,840,825	43,601,156	4,239,669
負債合計	108,797,114	106,581,980	2,215,134
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(30,182,067)	(40,640,695)	(△ 10,458,628)
正味財産合計	270,600,944	257,144,084	13,456,860
負債及び正味財産合計	379,398,058	363,726,064	15,671,994

財産目録

平成28年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金・普通預金		192,201,611	
		手許有高	小口現金(法人)運転資金として 50,000	
		手許有高	小口現金(公益)運転資金として 50,000	
		秋田銀行	普1(813958)運転資金として 99,805,701	
		秋田駅前支店		
		秋田銀行	普2(830658)運転資金として 40,197,000	
		秋田駅前支店		
		秋田銀行	普3(639729)運転資金として 3,585,712	
		秋田駅前支店		
		秋田銀行	普5(19853)運転資金として 1,170,000	
		秋田駅前支店		
		秋田銀行	普6(113493)運転資金として 27,379,845	
		秋田駅前支店		
		秋田銀行	普9(18393)運転資金として 18,200,000	
		秋田駅前支店		
		秋田銀行	普12(936014)運転資金として 1,763,353	
		秋田駅前支店		
		未収金		32,252,735
		事務局	委託費、入会金未納者等 2,942,591	
		STあきた	診療報酬請求等 18,038,796	
	STハチ公	診療報酬請求等 4,729,656		
	STおが	診療報酬請求等 3,059,962		
	居宅(あきた)	診療報酬請求等 3,058,510		
	居宅(ハチ公)	診療報酬請求等 423,220		
	前払金		359,392	
	事務局	ナースセンター4月分賃借料 259,392		
	STハチ公	4月分事務所賃借料等 100,000		
	立替金		275,903	
	事務局	平成28年度日本看護協会代議員旅費等 258,223		
	STあきた	職員雇用保険料等 13,399		
	STハチ公	職員雇用保険料等 2,697		
	STおが	職員雇用保険料等 669		
	居宅(あきた)	職員雇用保険料等 915		
流動資産合計			225,089,641	
(固定資産) 特定資産	役員退職慰勞引当資産	秋田銀行 秋田駅前支店	役員に対する退職慰勞金の支払いに備えたもの 655,200	
	退職給付引当資産		36,475,320	
	退職給付引当資産(一般)	秋田銀行 秋田駅前支店	職員に対する退職金の支払いに備えたもの 36,475,320	
	減価償却引当資産		27,882,067	
	減価償却引当資産(一般)	秋田銀行 秋田駅前支店	設備取得、更新等に備えたもの 27,882,067	
	災害支援ナース派遣事業準備資金	秋田銀行 秋田駅前支店	災害時に被災地に医療関係及び避難所等に看護職員を派遣する費用として備えたもの 2,300,000	
	その他固定資産	建物	訪問看護ステーションあきた木造2階建 1F138.29㎡ 公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している 22,105,449	

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	構築物	2F 59.6㎡ 保戸野千代田町16-16 エントハウス(1800×3600) 郵便箱	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している	262,335
	什器備品	保戸野千代田町16-16 秋田県看護協会の 各事務所付帯設備一式	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している	1,608,602
	有形リース資産	秋田県看護協会の パソコン設備他一式	収益事業の用に供している 管理運営の用に供している 公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している	16,150,661
	土地	保戸野千代田町16-16 (549.62㎡)	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している	44,775,355
	無形リース資産	秋田県看護協会 会計ソフト	管理運営の用に供している	152,460
	電話加入権	訪問看護ステーション	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している	470,968
	保証金	秋田県看護協会	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している	230,000
	長期貸付金	認定看護師研修者 修学貸付金	共益事業－認定看護師研修者修学貸付金	1,240,000
固定資産合計				154,308,417
資産合計				379,398,058
(流動負債)	未払金			10,410,761
	事務局		3月分貸金他	4,723,167
	S Tあきた		3月分貸金他	4,076,351
	S Tハチ公		3月分貸金他	868,677
	S Tおが		3月分貸金他	284,903
	居宅(あきた)		3月分貸金他	439,740
	居宅(ハチ公)		3月分貸金他	17,923
	前受金			41,292,000
	秋田県看護協会費	平成28年度会費	公益目的事業及び収益事業、管理運営の支出に供する会費の前受け(6687名分)	40,122,000
	入会金	平成28年度入会金	公益目的事業及び収益事業、管理運営の支出に供する入会金の前受け(39名分)	1,170,000
	預り金			3,660,712
	社会保険料		3月分社会保険料	2,647,139
	所得税		3月分所得税	346,173
	市民税		3月分市民税	592,400
	日本看護協会費		平成28年度日本看護協会費	75,000
	リース債務		パソコン・コピー機・FAX機器等	5,592,816
流動負債合計				60,956,289
(固定負債)	長期リース債務		パソコン・コピー機・FAX機器等	10,710,305
	役員退職慰労引当金		役員に対する退職慰労金の支払いに備えたもの	655,200
	公益目的事業会計			524,160
	法人会計			131,040

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
退職給付引当金		職員に対する退職金の支払いに備えたもの	36,475,320
公益目的事業会計 法人会計			33,328,920 3,146,400
固定負債合計			47,840,825
負債合計			108,797,114
正味財産			270,600,944

4. 平成28年度秋田県看護協会重点事項並びに事業計画

4-1 重点事項

高齢化率全国1位の秋田県において、高齢者の尊厳を守りつつ可能な限り住み慣れた環境で、その人らしく暮らすことを支援する地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題である。

そこで、平成28年度は、昨年度に引き続き、地域・在宅医療の充実、潜在看護師の把握と再就業推進・看護職の職場環境改善等の項目に絞り重点事項としたい。加えて、平成29年度より日本看護協会が、新「会員情報管理体制」を導入することに伴い、秋田県看護協会としても協会の皆様のご理解を得ながら、更なる会員拡大につなげたい。

昨年度の重点事項「5. 医療・看護の安全対策及び災害対策の整備」は、活動内容が広く根付いたことから項目としては外し、事業内容は継続とする。

<重点事項>

1. 少子・超高齢社会の暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築と推進
2. 看護職が働き続けられる職場環境改善への支援
3. 質の高い看護の提供・継続教育の推進
4. ナースセンター機能の強化
5. 会員拡大に向けた取り組みの強化

1. 少子・超高齢社会の暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築と推進

- 1) 地域包括ケアにおける看護の役割・機能の周知と普及
 - (1) 地域包括ケアシステムの学習と周知
 - (2) 病院と施設の看護職の「顔の見える関係」の構築
 - (3) 地域医療構想策定等を通じた支部活動の強化
 - (4) 新オレンジプラン実施に向けた看護職の役割発揮
 - (5) 地域単位での多職種連携の強化
- 2) 訪問看護(24時間対応・ターミナルケア・看取り)の事業の充実
- 3) 訪問看護ステーション運営委員会の充実(多職種との連携強化)
- 4) 訪問看護師の育成および資質の向上を図るための支援
- 5) 県内における訪問看護のネットワーク強化

2. 看護職が働き続けられる職場環境改善への支援

- 1) 「ワーク・ライフ・バランス」の推進
- 2) 看護職を対象とした労働環境等の理解を深めるための研修の充実
- 3) 情報収集・情報提供を目的とした看護管理者連絡会議・交流会の推進
- 4) 「雇用の質」向上の推進を図るため、看護の職場における労働安全衛生ガイドライン(日本看護協会)・夜勤ガイドライン(日本看護協会)の普及

3. 質の高い看護の提供・継続教育の推進

- 1) 看護教育・専門領域別教育を主題とした研修の充実
- 2) 看護職の役割拡大に関する情報提供と推進
- 3) 保健師・助産師・看護師の専門的活動の支援
 - (1) 保健師の専門性を活かした地域での予防的介入活動の推進

- (2) 助産実践能力習熟度(クリニカルラダー)レベルⅢ認証申請に向けた活動の推進
- (3) 病院・介護福祉施設・在宅をつなぐ看護の連携の推進
- 4) 看護制度、看護体制等の課題検討、関連事業の推進
 - (1) 日本看護協会の資料を活用した中学校・高校への看護制度に関する情報の提供
 - (2) 中学生・高校生を対象とした地区支部活動への支援

4. ナースセンター機能の強化

- 1) 「看護師等の届け出制度」の普及と定着
- 2) 再就業への細やかな支援と再就業研修の充実
- 3) ハローワークとの連携による就業斡旋の拡大

5. 会員拡大に向けた取り組みの強化

- 1) 新「会員情報管理体制」にスムーズに移行できるよう各施設等への周知徹底
- 2) 各施設での入会状況を把握し、課題解決にむけての個別の支援を強化
- 3) 会員拡大に向けたリーフレット等の作成
- 4) 施設訪問による広報活動
- 5) 会員満足度を高める取り組みの検討と改善

4-2 事業計画

事業計画は、定款第4条の10の事業に沿って掲載

1. 教育等看護の質の向上に関する事業
2. 看護業務・看護制度の開発・改善に関する事業
3. 県民に対する健康の維持増進に係る指導及び啓発に関する事業
4. 看護職員の労働環境の改善・就業促進に関する事業
5. 無料職業紹介に関する事業
6. 訪問看護等に関する事業
7. 居宅介護支援等に関する事業
8. 介護予防訪問看護師等に関する事業
9. 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事業
10. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 教育等看護師の質向上に関する事業(公益目的事業)

下線は新規事業

事業内容	担当	
1-1) 継続教育に関する事業 【重点3】 (1) 一般教育研修の企画・実施・評価	① 新人教育 ② ジェネラリスト教育 ・看護共通 ・成人・老年看護 ・小児・母性看護 ・地域・在宅看護 ・精神看護 ③ 指導者・管理者育成のための教育 ④ トピックス	教育研修委員会 事業部
(2) 認定看護管理者教育課程の企画・実施・評価	① ファーストレベル教育 定員60名 5月～8月 ② セカンドレベル教育 定員30名 9月～11月 ③ 認定看護管理者教育運営委員会	認定看護管理者運営教育運営委員会 事業部
(3) 訪問看護師・訪問看護管理者の研修(秋田県委託事業)	① 訪問看護師養成講習会 ② 訪問看護管理者研修会	事業部
(4) 衛星通信配信研修 (リアルタイム)	① 災害支援ナースの基礎知識～災害看護の第一歩～ ② 認知症高齢者の看護実践に必要な知識	事業部
(オンデマンド)	① 助産実践能力習熟段階(クリニカルラダーレベルⅢ認証申請のための必須研修 ・「医療安全と助産記録」 ・「子宮収縮薬使用時の助産ケアのポイント」 ・「産科領域で役立つ脳神経系のフィジカルアセスメント」 ・「産科領域で役立つ呼吸器・循環器系のフィジカルアセスメント」 ・「産科領域で役立つ代謝系のフィジカルアセスメント」 ② <u>助産実践能力習熟段階(クリニカルラダーレベルⅢ認証ステップアップ研修にも活用可能</u> ・医療に起因する予期せぬ死亡又は死産が発生した	事業部

事 業 内 容	担 当
(オンディマンド)	<p>際の対応</p> <p>③ 一般病院における認知症ケアの質向上のための看護管理者の役割 ～急性期医療を受ける認知高齢者に対応するために～</p> <p>④ 高齢者介護施設における看護とマネジメント</p> <p>⑤ <u>夜勤交代制勤務ガイドラインの導入のための実践方法を知る</u> ～夜勤負担を軽減した勤務づくりを目指して～ 【理論編】</p> <p>⑥ <u>夜勤交代制勤務ガイドラインの導入のための実践方法を知る</u> ～夜勤負担を軽減した勤務づくりを目指して～ 【運用編】</p> <p>⑦ <u>訪問看護ステーション管理者対象研修【総論編】</u></p> <p>⑧ <u>訪問看護ステーション管理者対象研修【実践編】</u></p> <p>⑨ 都道府県看護協会における継続教育のプログラム開発</p>
(5) 特別研修企画・実施・評価	<p>① 職能委員会企画による講習会 ・保健師 ・助産師 ・看護師</p> <p>② 常任委員会企画による講習会</p> <p>③ 職能常任委員会</p> <p>④ 職能・常任・特別委員長会議</p> <p>⑤ 地区別支部研修事業 研修会・講習会</p>
1-2) 委託・補助事業研修 【重点2.3】 (1) 秋田県委託事業	<p>① 看護職の多様な勤務形態導入事業 ・県南地区開催 ・県央地区開催 ・県北地区開催</p> <p>② 看護職員再就業促進事業</p> <p>③ 中堅期保健師コンサルテーション事業</p> <p>④ 保健師階層別研修</p> <p>⑤ 訪問看護師養成講習会(再掲)</p> <p>⑥ 訪問看護管理者研修 (再掲)</p>
(2) 秋田県基金事業	<p>① 退院調整看護師養成事業</p> <p>② 病棟・訪問看護師交流研修事業</p> <p>③ 在宅医療推進保健師養成事業</p> <p>④ 介護・福祉施設看護職員資質向上研修事業</p>
1-3) 研究活動の推進【重点2】	<p>① 秋田県看護学会 平成28年10月18日(火) 場所 にぎわい交流館AU</p> <p>② 看護研究支援会議</p> <p>③ 看護学会委員会</p> <p>④ 地区支部看護研究発表会</p>
	事業部
	各職能委員会 事務局
	各委員会・事業部
	各地区担当
	事業部 ナースセンター部
	事業部 保健師職能
	事業部
	事業部
	事業部 事務局 学会委員会 各支部委員

事 業 内 容	担 当	
1-4) 図書室等の充実	① 図書の整備及び管理 ② 新着図書の情報提供 ③ 図書室利用の拡大 ④ 図書運営会議の開催	事業部 事務局
1-5) 医療安全対策の推進 (1) 医療安全情報の発信 (2) 医療の安全体制の充実	① 「看護あきた」への安全情報の掲載 ② リスクマネージャー交流会 「安全対策の実践報告と情報交換」 ③ サポート体制の周知及び普及を図る時期・方法・ ④ 医療事故調査制度に関する情報	医療安全委員会 事業部 事務局
1-6) 災害看護支援体制の充実 (1) 災害支援ナースの育成	① 災害支援ナース育成講習会(実践編) ② 災害支援登録ナースフォローアップ講習会	災害看護委員会 事業部 事務局
(2) 県内災害時支援体制の再構築	① 災害支援ナース登録者による県・市町村訓練への参加 ・秋田市防災訓練 ② 秋田県での災害発生に向けた対応の検討 ③ 秋田県防災会議等への出席 ④ 秋田県との災害時の看護医療救護に関する協定 (細則)	事業部 災害看護委員会
(3) 災害支援備品の整備	① 必要物品の見直しと整備 ② 期限切れ備品等の入れ替え	事業部 事務局
(4) 災害支援ナース登録の推進	① 秋田県看護協会ホームページの活用 ② 支援ナース育成講習会等を通じた働きかけ	事務局 事業部 事業部
(5) 日本看護協会及び北海道・東北ブロック看護協会との連携	① 日本看護協会との災害合同派遣訓練への参加 ② 秋田県内の協力病院(災害支援ナース派遣可能)	事業部 事務局

2. 看護業務・看護制度の開発、改善に関する事業(公益目的事業)

事 業 内 容	担 当	
2-1) 新人看護職員研修の啓発・普及	① 新人配置の施設への働きかけ ② 研修内容について県研修班との連携	事務局・事業部
2-2) 保健師・助産師・看護師の専門的活動の支援【重点3】 (1) 保健活動の向上を目指した取り組み支援	① 中堅期保健師コンサルテーション事業 前期プログラム 中期プログラム 後期プログラム ② 保健師階層別研修 ③ 新人保健師交流会支援 ④ 保健師職能集会・交流会の開催	事業部 保健師職能委員会

事 業 内 容	担 当	
(2) 助産師の専門性向上に向けた 取り組み支援	① 助産師研修の推進(管理期) ② 助産実践能力習熟度(クリニカルラダー)レベルⅢ <u>申請に向けた研修</u> ③ 国際助産師の日への参加(看護の日フェア) 5月 ④ 災害発生時の対応マニュアルガイドの普及・活用 状況調査	事業部 助産師職能委員会
(3) 看護師の専門性向上に向けた 取り組み支援	① 看護師職能集会・交流会開催 ② 介護福祉施設等で働く看護職の情報提供と研修参 加への支援 ③ <u>看護師クリニカルラダーについての情報提供</u> ④ 認定看護師の活動の支援	事業部 看護師職能委員会
2-3) 看護制度、看護体制等の課題 検討、関連事業の推進【重点2】 (1) 看護制度、看護体制等の課題 検討情報提供	① 特定行為に係る看護師の研修制度 看護あきたへ の掲載(継続) ② 看護業務拡大に関する情報提供 看護あきたへ の掲載(継続) ③ 中・高校への看護系進学に関する情報提供	事業部
(2) 看護師養成所2年課程(通信 制)の進学支援	① 准看護師3通信制進学支援研修(ウオーミング アップ研修)	事業部 看護師職能委員会 看護制度委員会
2-4) 地域連携の推進・訪問看護の 充実【重点1】 (1) 保健・医療・福祉施設におけ る看護職の連携推進	① 地区での出前講座 ② 地区での顔の見える交流推進	事業部 訪問看護推進委員 会 地区支部
(2) 訪問看護師の育成支援(再掲)	① 訪問看護師養成講習会(再掲)	
(3) 訪問看護管理者の育成支援	① 訪問看護管理者研修 訪問看護ステーション管理者対象研修【総論編】 訪問看護ステーション管理者対象研修【実践編】	事業部
(4) 在宅療養者への訪問看護の普 及	① 県民と集う訪問看護フォーラム	事業部 訪問看護推進委員 会

3. 県民に対する健康維持増進に係る指導及び啓発に関する事業(公益目的事業)

事 業 内 容	担 当	
3-1) 県民の健康づくり・次世代育 成支援 (1) まちの保健室の推進	① 協会の常設事業としての「まちの保健室」 <中央地区>秋田県男女共同参画センター内 毎週 (火)(木) ② 地区支部事業としての「まちの保健室」 各地区支部における「看護の日」に伴う「一日町の保健室」	事業部 訪問看護 部

事業内容	担当	
(2) 看護の日、看護週間事業の充実に 実	ボランティアフェスティバル ① 秋田県民と集う「看護の日」記念事業「看護の日」フェア ② ふれあい看護体験 7月～8月 地区支部1日看護学生 ③ 「看護の出前授業」各地区支部の協力実施	各地区支部 事業部 広報委員会 各地区支部
(3) 子育て支援事業への協力	「子育て応援団」事業への参加協力 ABS主催、秋田県共催 県立武道館 ② 「仕事の王国」事業への参加協力 ふるさと村 ③ 「ベビーウエーブアクション」事業への参加ふるさと村	事業部 助産師職能 秋田地区支部 県南地区支部
(4) あきたプラチナ世代博への協力	① ゆたかな人生の応援団 ABS主催、秋田県共催 県立武道館	事業部 訪問看護部
(5) 自殺予防の推進	① 秋田ふきのとう県民運動への参加協力 ② 医師会「うつ病・自殺予防研修」への参加 ③ 自殺予防意識についての普及啓発活動 ④ 常設「町の保健室」における心の健康相談対応	会長 常務 事務局 訪問看護ステーション
(6) がん予防対策の推進	① がん検診受診率向上に向けて県事業等への参加呼びかけ ③ 秋田大学次世代がん治療推進専門家養成プラン運営への協力 ② がん予防についてラジオ・広報紙等による普及啓発活動	会長 常務
(7) 認知症対応普及活動	① 「看護の日」における講演 ② ラジオ放送 ③ 県事業への参加協力 ④ 新オレンジプラン普及に向けた活動	事業部

4. [4. 看護職員の労働環境の改善・就業促進に関する事業(公益目的事業)
5. 無料職業紹介に関する事業]

事業内容	担当	
4-1)働き続けられる職場環境づくりへの支援【重点2】 (1) 看護職の確保・定着促進(離職防止・再就業支援)	① 看護職のワークライフバランスの推進 ② フォローアップワークショップの開催 ③ 多様な勤務形態導入ブロック別研修開催 (再掲) ④ 再就業支援事業の推進(再掲)	事業部 ナースセンター部
(2) 看護管理者との連携推進	① 看護管理者連絡会議・研修会の開催	事務局 事業部
4-2) ナースセンター機能の強化【重	① ナースセンターへの「看護師等の離職時等の届	

事 業 内 容	担 当	
<p>点4]</p> <p><u>出制度]普及と定着</u></p> <p>② 個別相談機能の強化</p> <p>③ ハローワークとの連携・ハローワークへの出張相談</p> <p>④ <u>看護師等の離職時等の届出登録の推進（施設管理者への働きかけ）</u></p> <p>⑤ 再就業促進研修の充実</p>	ナースセンター部 事業部	
4-3) 看護職の確保【重点5】	① 中・高校生の進路指導	事務局 地区支部

5.

6. 訪問看護等に関する事業(公益目的事業)
7. 居宅介護支援等に関する事業(公益目的事業)
8. 介護予防等に関する事業(公益目的事業)

事 業 内 容	担 当	
<p>5-1) 訪問看護の機能の拡大推進【重点1】</p> <p>(1) 訪問看護事業及び居宅介護支援事業の推進</p> <p>① 訪問看護ステーションの普及活動 ・人材確保と育成・利用者の確保 ・運営委員会の開催 各ステーション年1回 ・ステーション経営会議の開催 年2回程度 ・訪問ステーション管理者会議の開催月1回</p> <p>② <u>県内訪問看護のネットワークの強化</u></p> <p>③ <u>訪問看護事業の充実(24時間対応、見取り、ターミナルケア等)</u></p> <p>④ 日本看護協会及び関係機関との連携強化</p> <p>⑤ 地域の介護支援専門員との連携強化</p> <p>⑥ 訪問看護IT化事業「新システム導入」</p>	訪問看護部 事務局	
(2) 地域住民への健康増進サービス	① まちの保健室事業(健康相談)再掲 ② 地域の夏まつりへの協力 泉地区夏祭りでの健康相談	訪問看護部
(3) 各団体等への協力	① 看護学生等の実習受け入れ・指導 ② 研修会等への講師の派遣 ③ プラチナ世代博への協力(再掲)	訪問看護部
(4) 看護サービスの資質向上と人材育成	① 職員の研修会への参加	訪問看護部
(5) 広報活動	① ABSラジオによる広報(訪問看護ステーション関係) ② 各種雑誌等での活動紹介 ③ 各種団体等へのPR活動	訪問看護部 事務局 会長

6.(9. 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事業(公益目的事業))

事業内容	担 当
<p>6-1) 看護協会に関する積極的な広報に関する事業</p> <p>(1) 県民への健康保持増進に向けた働きかけ事業</p> <p>(2) 県民・社会へのわかりやすい情報提供等の事業</p>	<p>① ABSラジオ「みんなの健康」による広報活動 年12回 毎月第4水曜日 11:35～11:45</p> <p>② 看護の出前授業 看護の日行事及び老人月間行事</p> <p>③ 県民と集う訪問看護フォーラム(再掲)</p> <p>④ 県民向け広報誌の発行(こちやかだれ)</p> <p>① 国際助産師の日記念事業(再掲)</p> <p>② 子育て応援団(再掲)</p> <p>③ プラチナ世代博(再掲)</p> <p>④ ネットワーキング祭</p> <p>⑤ 仕事の王国 秋田ふるさと村</p> <p>⑥ 小児救急電話相談事業への協力</p>
<p>6-2) 社会への広報活動に関する事業</p> <p>(1) 日本看護協会・行政・他団体との連携強化 ・日本看護協会との連携</p>	<p>① 日本看護協会通常総会代議員会議 代議員8名 予備代議員8名 5階第一研修室 講師：日看協理事 井伊久美子氏</p> <p>② 日本看護協会関連会議・委員会等への出席 ・通常総会平成28年6月8日・9日・10日 千葉県 幕張メッセ ・理事会 ・職能委員長会議、その他担当者会議</p> <p>③ 日本看護協会事業への参加 ・DINQLの普及・夜勤交代制勤務に関するガイドラインの普及</p> <p>④ 日本看護協会への要望書の提出</p>
<p>・北海道・東北地区との連携強化</p>	<p>① 北海道・東北ブロック地区別法人会委員会及び都道府県職能委員長会議 担当協会：北海道 10月24日・25日</p> <p>② 北海道・東北地区看護協会長連絡協議会 担当協会：岩手県</p> <p>③ 研修会等の共有</p>
<p>・行政との連携協会</p>	<p>① 各種会議</p> <p>② 県事業への参画</p> <p>③ 秋田県との「看護行政懇談会」の開催</p>
<p>・関係団体との連携</p>	<p>① 関係団体への委員の推薦</p> <p>② 各種会議への参画</p> <p>③ 後援・協賛等への協力</p> <p>④ 看護関係団体との連携 ・秋田県助産師会 ・日本精神科看護協会秋田県支部 ・秋田県保健師団体連絡会(秋田県保健師会、秋田県市町村保健活動連絡協議会、秋田県在宅保健師等ゆずり葉の会、保健師職能委員会)</p> <p>⑤ 秋田県看護連盟との連携</p>

事業内容	担当
(2) 関係機関・他団体主催の会議及び事業への参加協力	<p>⑥ 認定看護師連絡協議会への支援</p> <p>① 女性団体主催のネットワーキング祭への参加 ② 秋田県医療関係団体連絡協議会(四司会)との連携協会担当 ③ 21世紀の医療を守る会(県民の集い) ④ 行政機関並びに関係団体との連携及び委員の派遣 ⑤ 看護大学、看護学校行事及び式典への出席 ⑥ その他関係団体との連携</p>
	社会経済福祉委員会事務局 事務局 理事・会長

7. (10. その他この法人の目的を達成するために必要な事業)(公益目的事業/収益事業/法人管理事業)

事業内容	担当
<p>7-1) 組織力の強化に関する事業 【重点5】 (1) 組織強化</p> <p>・看護管理者への協会活動の周知</p> <p>・地区支部活動への支援</p>	<p>① 未加入者の多い施設への働きかけ ・ホームページ等による事業内容の公開 ・非会員へ研修会や各種会合での入会への働きかけ ・「教育計画」冊子等の送付</p> <p>② 魅力ある協会活動を推進するための検討 ワーキンググループ活動 <u>平成29年度使用のガイド作成</u></p> <p>③ 連絡員長会議 (<u>連絡員長支援体制の強化</u>) 4月・9月開催 ・連絡員長の役割の浸透・情報提供及び情報交換会議</p> <p>④ 新「会員情報管理体制」についての情報提供</p> <p>① 看護管理者連絡会議開催 7月22日 ② 新卒者の加入促進 (<u>看護協会ガイドの活用</u>) ③ 退職する看護職への継続加入の働きかけ ④ 退職者のナースセンターへの登録への推進協力</p>
	事務局 理事・会長
	事務局 事業部
	事務局 事業部
<p>7-2) 会員の支援に関する事業 【重点5】 (1) 会員の福利厚生</p>	<p>① 日本看護協会の動向についての会員への情報提供 ・看護あきた、ホームページ</p> <p>② 新入会員の入会金納入時の記念品贈呈</p> <p>③ 秋田県看護協会会長表彰 6月18日総会にて表彰</p> <p>④ 各種表彰者の推薦 ・日本看護協会名誉会員 ・日本看護協会会長表彰 ・国、県、各団体表彰者</p> <p>⑤ 慶弔(祝電・記念品・弔電・献花等)・災害見舞</p> <p>⑥ 日本看護協会賠償責任保険の紹介(看護管理者会議・研修会)</p>
	事務局・事業部

事 業 内 容	担 当
(2) 理事・各委員の安全保障体制の整備	① 賠償保険の継続 事務局
(3) 教育助成事業 ・認定看護師研修者修学金貸与	① 年間3名程度 貸与額1人100万円以内 平成18年から27年迄14名 ② 各研修会等への受講推薦書作成 事務局・事業部
7-3) 総会の開催に関する事業	① 通常総会 6月22日(水)開催 特別講演：看護がつなぎ、支える地域包括ケアシステム～「看護の将来ビジョン」の実現を目指して 講師：日本看護協会会長 坂本すが氏 事務局・事業部
7-4 公益法人として適性な法人運営に関する事業【重点5】 (1) 組織運営 ・諸会議の開催	① 定款・定款細則の適性な運用 ② 理事会 8回開催予定 ③ 常務会 6回開催予定 ④ 地区支部会計担当者会議 事務局
(2) ふれあい募金事業運営推進	① 社会福祉施設への寄付 県内5地区支部内施設 各地区支部1施設10万円 鹿角、北秋田、秋田臨海、由利本荘・にかほ、横手 ② 被災地への災害見舞金 ③ 歳末たすけあい・海外たすけあい募金 ④ 災害支援ナース派遣準備資金積立 事務局
(3) 会員への魅力的な広報	① ホームページでの最新情報の提示： 事業内容・実績、理事会情報 他 ② 機関誌「看護あきた」の発刊 全会員配布 年4回発行(7月・10月・1月・3月) 事務局・事業部
(4) 管理運営の円滑化	① 施設の活用：研修室・会議室等の使用調整 ② 施設設備のの整備・保守・管理：総合保健事業団との連携 ③ 機器類・備品の管理

平成28年度ABSラジオ「みんなの健康」放送計画

放送日毎月第4水曜日 11時35分から11時45分迄

放送月日		放送担当者	テーマ
4月	27日	秋田県看護協会会長 高島 幹子	秋田県看護協会の活動について
5月	25日	訪問看護ステーションあきた所長 訪問看護部長 菊地富貴子	訪問看護
6月	22日	ナースセンター部長 松橋 廣巳	看護のお仕事相談について
7月	27日	保健師職能委員長 酒井 陽子	保健師がつなぐ健康な地域(まち)づくり
8月	24日	認知症認定看護師 秋田厚生医療センター 佐々木 蘭	認知症看護
9月	28日	訪問看護ステーションおが所長 小林 貞子	訪問看護
10月	26日	看護師職能委員長 守屋 陽子	看護でつなぐ、その人らしい生活への支援
11月	23日	訪問看護ステーションおおだてハチ公所長 庄司 敦子	訪問看護
12月	28日	居宅介護支援事業所所長 鈴木 光子	ケアマネ
1月	25日	助産師職能委員長 篠田 玲子	母乳育児について
2月	22日	摂食・嚥下認定看護師 秋田県立脳血管研究センター 土田美保子	摂食・嚥下に関する支援
3月	22日	訪問看護ステーションあきた看護師 中川 直美	小児の訪問看護について

収支予算書内訳表

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取入会金	3,150,000	1,050,000	6,300,000	0	10,500,000
受取入会金	3,150,000	1,050,000	6,300,000	0	10,500,000
受取会費	12,780,000	4,260,000	25,560,000	0	42,600,000
受取会費	12,780,000	4,260,000	25,560,000	0	42,600,000
事業収益	228,028,000	0	0	0	228,028,000
研修会事業収益	27,367,000	0	0	0	27,367,000
教育研修会受講料	12,895,000	0	0	0	12,895,000
ファーストレベル受講料	7,452,000	0	0	0	7,452,000
セカンドレベル受講料	6,804,000	0	0	0	6,804,000
訪問看護師養成講習会資料代	216,000	0	0	0	216,000
県学会事業収益	648,000	0	0	0	648,000
訪問看護事業収益	163,044,000	0	0	0	163,044,000
居宅事業収益	31,565,000	0	0	0	31,565,000
その他事業収益	5,404,000	0	0	0	5,404,000
受取補助金等	29,764,000	1,317,000	0	0	31,081,000
受取日本看護協会助成金	8,093,000	0	0	0	8,093,000
教育事業助成金	7,993,000	0	0	0	7,993,000
看護の普及啓発事業助成金	100,000	0	0	0	100,000
受取日本看護協会補助金	757,000	1,317,000	0	0	2,074,000
衛星通信研修会協力金等助成金	757,000	0	0	0	757,000
会員登録事務業務委託費	0	1,317,000	0	0	1,317,000
受取秋田県補助金等	20,914,000	0	0	0	20,914,000
ナースセンター事業委託費	15,118,000	0	0	0	15,118,000
訪問看護師養成講習会事業委託費	1,554,000	0	0	0	1,554,000
訪問看護管理者研修委託費	478,000	0	0	0	478,000
看護職員再就業促進事業委託費	1,500,000	0	0	0	1,500,000
多様な勤務形態導入研修事業委託費	540,000	0	0	0	540,000
保健師研修会委託費	181,000	0	0	0	181,000
病棟・訪問看護師交流研修事業補助金	438,000	0	0	0	438,000
退院調整看護師養成事業補助金	256,000	0	0	0	256,000
在宅医療推進保健師養成事業補助金	357,000	0	0	0	357,000
介護・福祉施設看護職員資質向上研修事業補助金	352,000	0	0	0	352,000
保健師階層別研修会委託費	140,000	0	0	0	140,000
受取寄付金	800,000	0	1,400,000	0	2,200,000
受取寄付金	800,000	0	0	0	800,000
募金収益	0	0	1,400,000	0	1,400,000
雑収益	93,000	0	0	0	93,000
雑収益	93,000	0	0	0	93,000
経常収益計	274,615,000	6,627,000	33,260,000	0	314,502,000
(2) 経常費用					
事業費	284,682,000	5,432,000	0	0	290,114,000
役員報酬	6,465,000	0	0	0	6,465,000
給料手当	110,102,000	964,000	0	0	111,066,000

科 目	公益目的 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
賃金	51,900,000	0	0	0	51,900,000
役員退職慰労引当金繰入額	463,000	0	0	0	463,000
退職給付費用	2,705,000	0	0	0	2,705,000
福利厚生費	27,987,000	116,000	0	0	28,103,000
旅費交通費	15,431,000	583,000	0	0	16,014,000
通信運搬費	7,050,000	764,000	0	0	7,814,000
減価償却費	7,066,000	0	0	0	7,066,000
消耗什器備品費	929,000	0	0	0	929,000
消耗品費	8,190,000	475,000	0	0	8,665,000
修繕費	482,000	0	0	0	482,000
印刷製本費	3,463,000	1,340,000	0	0	4,803,000
燃料費	1,884,000	0	0	0	1,884,000
光熱水料費	950,000	0	0	0	950,000
賃借料	14,705,000	145,000	0	0	14,850,000
保険料	333,000	142,000	0	0	475,000
諸謝金	9,495,000	306,000	0	0	9,801,000
租税公課	407,000	0	0	0	407,000
支払負担金	5,084,000	255,000	0	0	5,339,000
支払寄付金	45,000	0	0	0	45,000
委託費	2,250,000	29,000	0	0	2,279,000
雑費	1,772,000	211,000	0	0	1,983,000
広報活動費	1,270,000	0	0	0	1,270,000
保守管理費	2,436,000	86,000	0	0	2,522,000
図書費	807,000	0	0	0	807,000
会議費	891,000	16,000	0	0	907,000
車両運搬具	90,000	0	0	0	90,000
車両費	30,000	0	0	0	30,000
管理費	0	0	20,727,000	0	20,727,000
役員報酬	0	0	1,835,000	0	1,835,000
給料手当	0	0	5,479,000	0	5,479,000
役員退職慰労引当金繰入額	0	0	116,000	0	116,000
退職給付費用	0	0	66,000	0	66,000
福利厚生費	0	0	1,263,000	0	1,263,000
会議費	0	0	148,000	0	148,000
旅費交通費	0	0	2,149,000	0	2,149,000
通信運搬費	0	0	1,253,000	0	1,253,000
減価償却費	0	0	928,000	0	928,000
消耗品費	0	0	940,000	0	940,000
修繕費	0	0	100,000	0	100,000
印刷製本費	0	0	1,045,000	0	1,045,000
賃借料	0	0	381,000	0	381,000
諸謝金	0	0	1,083,000	0	1,083,000
租税公課	0	0	1,434,000	0	1,434,000
支払負担金	0	0	1,254,000	0	1,254,000
支払寄付金	0	0	800,000	0	800,000

科 目	公益目的 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
委託費	0	0	90,000	0	90,000
雑費	0	0	183,000	0	183,000
保守管理費	0	0	180,000	0	180,000
経常費用計	284,682,000	5,432,000	20,727,000	0	310,841,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,067,000	1,195,000	12,533,000	0	3,661,000
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 10,067,000	1,195,000	12,533,000	0	3,661,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	202,000	0	202,000
当期一般正味財産増減額	△ 10,067,000	1,195,000	12,331,000	0	3,459,000
一般正味財産期首残高	122,876,624	26,024,023	121,700,297	0	270,600,944
一般正味財産期末残高	112,809,624	27,219,023	134,031,297	0	274,059,944
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	112,809,624	27,219,023	134,031,297	0	274,059,944

(注) 1. 借入金限度額0円

2. 債務負担額 0円

貸借対照表
平成27年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	160,207,474	148,375,055	11,832,419
未収金	39,014,998	35,324,599	3,690,399
前払金	168,534	600,266	△ 431,732
立替金	22,489	77,792	△ 55,303
流動資産合計	199,413,495	184,377,712	15,035,783
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	491,400	960,000	△ 468,600
退職給付引当資産	35,153,720	35,899,620	△ 745,900
減価償却引当資産	38,840,695	36,674,887	2,165,808
災害支援ナース派遣事業準備資金	1,800,000	1,300,000	500,000
特定資産合計	76,285,815	74,834,507	1,451,308
(3) その他固定資産			
建物	23,333,638	24,561,827	△ 1,228,189
構築物	287,043	311,751	△ 24,708
車両運搬具	4,537,142	5,741,814	△ 1,204,672
什器備品	2,086,995	2,699,900	△ 612,905
有形リース資産	11,507,063	5,818,190	5,688,873
土地	44,775,355	44,775,355	0
無形固定資産	0	36,969	△ 36,969
無形リース資産	457,380	1,129,800	△ 672,420
電話加入権	470,968	470,968	0
保証金	230,000	230,000	0
長期貸付金	240,000	600,000	△ 360,000
預託金	101,170	92,440	8,730
その他固定資産合計	88,026,754	86,469,014	1,557,740
固定資産合計	164,312,569	161,303,521	3,009,048
資産合計	363,726,064	345,681,233	18,044,831
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	14,304,658	10,053,258	4,251,400
前受金	41,298,000	41,202,000	96,000
預り金	3,369,759	3,477,246	△ 107,487
リース債務	4,008,407	2,947,260	1,061,147
流動負債合計	62,980,824	57,679,764	5,301,060
2. 固定負債			
長期リース債務	7,956,036	4,000,730	3,955,306
役員退職慰労引当金	491,400	960,000	△ 468,600
退職給付引当金	35,153,720	35,899,620	△ 745,900
固定負債合計	43,601,156	40,860,350	2,740,806
負債合計	106,581,980	98,540,114	8,041,866
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(40,640,695)	(42,705,433)	(△ 2,064,738)
正味財産合計	257,144,084	247,141,119	10,002,965
負債及び正味財産合計	363,726,064	345,681,233	18,044,831

貸借対照表
平成26年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	148,375,055	148,286,204	88,851
未収金	35,324,599	44,181,146	△ 8,856,547
前払金	600,266	413,180	187,086
立替金	77,792	17,693	60,099
流動資産合計	184,377,712	192,898,223	△ 8,520,511
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	960,000	600,000	360,000
退職給付引当資産	35,899,620	33,233,820	2,665,800
減価償却引当資産	36,674,887	34,413,863	2,261,024
災害支援ナース派遣事業準備資金	1,300,000	800,000	500,000
特定資産合計	74,834,507	69,047,683	5,786,824
(3) その他固定資産			
建物	24,561,827	25,790,016	△ 1,228,189
構築物	311,751	336,459	△ 24,708
車両運搬具	5,741,814	6,964,984	△ 1,223,170
什器備品	2,699,900	3,114,261	△ 414,361
有形リース資産	5,818,190	2,972,618	2,845,572
土地	44,775,355	44,775,355	0
無形固定資産	36,969	604,494	△ 567,525
無形リース資産	1,129,800	2,064,720	△ 934,920
電話加入権	470,968	470,968	0
保証金	230,000	278,000	△ 48,000
長期貸付金	600,000	1,000,000	△ 400,000
預託金	92,440	83,360	9,080
その他固定資産合計	86,469,014	88,455,235	△ 1,986,221
固定資産合計	161,303,521	157,502,918	3,800,603
資産合計	345,681,233	350,401,141	△ 4,719,908
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,053,258	25,231,881	△ 15,178,623
前受金	41,202,000	41,298,000	△ 96,000
預り金	3,477,246	6,579,797	△ 3,102,551
リース債務	2,947,260	2,606,133	341,127
流動負債合計	57,679,764	75,715,811	△ 18,036,047
2. 固定負債			
長期リース債務	4,000,730	2,431,205	1,569,525
役員退職慰労引当金	960,000	600,000	360,000
退職給付引当金	35,899,620	32,780,700	3,118,920
固定負債合計	40,860,350	35,811,905	5,048,445
負債合計	98,540,114	111,527,716	△ 12,987,602
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(42,705,433)	(37,778,609)	(4,926,824)
正味財産合計	247,141,119	238,873,425	8,267,694
負債及び正味財産合計	345,681,233	350,401,141	△ 4,719,908

貸借対照表
平成25年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	148,286,204	143,844,429	4,441,775
未収金	44,181,146	26,738,169	17,442,977
前払金	413,180	153,150	260,030
立替金	17,693	22,103	△ 4,410
流動資産合計	192,898,223	170,757,851	22,140,372
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	600,000	0	600,000
退職給付引当資産	33,233,820	31,660,074	1,573,746
減価償却引当資産	34,413,863	30,468,614	3,945,249
災害支援ナース派遣事業準備資金	800,000	0	800,000
特定資産合計	69,047,683	62,128,688	6,918,995
(3) その他固定資産			
建物	25,790,016	27,018,205	△ 1,228,189
構築物	336,459	361,167	△ 24,708
車両運搬具	6,964,984	8,059,150	△ 1,094,166
一括償却資産	0	115,500	△ 115,500
什器備品	3,114,261	3,758,044	△ 643,783
有形リース資産	2,972,618	4,756,181	△ 1,783,563
土地	44,775,355	44,775,355	0
無形固定資産	604,494	1,634,019	△ 1,029,525
無形リース資産	2,064,720	2,999,640	△ 934,920
電話加入権	470,968	470,968	0
保証金	278,000	278,000	0
長期貸付金	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000
預託金	83,360	84,570	△ 1,210
その他固定資産合計	88,455,235	96,310,799	△ 7,855,564
固定資産合計	157,502,918	158,439,487	△ 936,569
資産合計	350,401,141	329,197,338	21,203,803
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,231,881	6,929,180	18,302,701
前受金	41,298,000	41,034,000	264,000
預り金	6,579,797	3,106,862	3,472,935
リース債務	2,606,133	3,267,381	△ 661,248
流動負債合計	75,715,811	54,337,423	21,378,388
2. 固定負債			
長期リース債務	2,431,205	4,488,440	△ 2,057,235
役員退職慰労引当金	600,000	0	600,000
退職給付引当金	32,780,700	31,656,054	1,124,646
固定負債合計	35,811,905	36,144,494	△ 332,589
負債合計	111,527,716	90,481,917	21,045,799
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(37,778,609)	(30,468,614)	(7,309,995)
正味財産合計	238,873,425	238,715,421	158,004
負債及び正味財産合計	350,401,141	329,197,338	21,203,803